**平成２６年（フ）第１１０９号**
さいたま市中央区上峰１丁目６番６―105号
債務者　本多　み穂
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５２８号**
千葉県浦安市日の出１丁目３番３―705号
海風の街、申立時の住所千葉県市川市東菅野４―34―２　ハイツときわ105号
債務者　志野　優生（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第７７０号**
千葉市稲毛区山王町404番地２　プリンセス102号
債務者　久保　敏男
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第７９３号**
千葉県市川市東菅野３丁目４番24号
債務者　塚越真由美
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８２３号**
千葉県市原市市原256　グループホームはちまん、住民票上の住所千葉市若葉区都賀５丁目24番20号　ＣＩＴＹ27―201号
債務者　高山　裕一
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８３６号**
千葉県市川市柏井町２丁目1344番地柏井第一団地２―307
債務者　杉原　文子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８３９号**
千葉県市原市平田1152番地　入舟ハイツ201
債務者　川内谷志則
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８４６号**
千葉県柏市北柏２－１－６　社会福祉法人ワーナーホーム　エクラス、住民票上の住所千葉県我孫子市日秀132番地　２―103号市営住宅
債務者　大川　善史
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８４８号**
千葉県市川市東菅野３丁目32番４号　桜花コーポ102号
債務者　青木　英一
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８４９号**
千葉県市川市東菅野３丁目32番４号　桜花コーポ102号
債務者　青木　明美
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８６２号**
千葉県市川市宝１丁目15番17―103号　セレクトホームズ行徳
債務者　篠原　聡宏
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８７６号**
千葉市若葉区都賀２丁目１番１号　ゴールドサポート若葉410号
債務者　今野　芳都
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８８２号**
千葉市中央区蘇我４丁目24番９号
債務者　高橋八千代
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第８９８号**
千葉県船橋市高根台３丁目２番229棟201号
債務者　望月加奈子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１４１１号**
札幌市北区北37条西３丁目１番16―102号
債務者　辻　　房江
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１６２８号**
札幌市白石区北郷８条４丁目９番35号　ヴィラ・ウィステリアＣ―207号
債務者　櫻庭　淳也
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１７０７号**
北海道北広島市若葉町２丁目１番地　７―502
債務者　山本　政紀
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部